館長	副館長	主査	合 議	担:	当

## そのほか施設利用者用

## 【事前の取り決め】

## 座間市立市民文化会館(ハーモニーホール座間)の緊急時対応について

- 1. 座間市立市民文化会館(ハーモニーホール座間)では、災害応急対策基本方針に基づき、震度5弱以上の地震や火災が発生した場合には、会議・催事など全ての利用を中止していただきます。 ※当館は、座間市が運用する全国瞬時警報システム(J-ALERT〔ジェー・アラート〕)の震度を判断基準とします。
- 2. 震度5弱以上の地震や火災などの災害時には、主催者が責任をもって来場者の避難誘導などを行い、 安全を図るものとします。 地震の場合、震度5弱以上であれば余震の恐れがありますので、催事などを即時中断した後、建物の 外へ誘導してください。
- 3. 震度5弱以上の地震や火災などの緊急事態が発生した場合は、館内一斉放送等で利用者全てに向け、 会館使用中止の旨を周知します。
- 4. 震度5弱以上で催事など全館の使用を中止し、来場者・利用者を避難誘導の後、施設を臨時休館いたします。翌日以降の営業の再開は、専門業者による安全点検実施後、座間市との協議を経て決定します。
- 5. 催事を中止した場合や臨時休館となる期間の使用料は、座間市が定める文化会館の条例及び条例施行規則のとおり還付します。なお、催事などの中止により発生した上記以外の全ての費用(例:入場料収入、公演実施費用など)の損失補てんについては、当財団は一切の責任を負いません。
- 6. 主催者は、ご利用の前に非常時の会場責任者(避難誘導員)を決定しておくことが必要になります。

利用年月日			催事名
年	月	П	
年	月	日	
年	月	日	団体名
年	月	日	
年	月	日	氏 名(代表者)
年	月	日	
年	月	日	
	リハーサル室		□ 第 1 練習室 □ 第 2 練習室

	□ リハーサル室	□ 第1練習室	□ 第2練習室	
利用施設	□ 大会議室	□ 中会議室	□ 小会議室	
	□ 大和室	□ 小和室	□ ギャラリー	

<u>(□</u>に**√**してください。)

□ 以上の事項について説明を承諾し、理解し、遵守します。 (□に してください。)

上記、了承しました。

公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団 理事長 殿

令和 年 月 日

担当者名(署名)